

沖縄県多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱

制 定 平成27年3月31日付け農計第2236号

(趣旨)

第1条 知事は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積を図るため、多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日25農振第2253号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づく補助金の交付等に要する経費に対し、予算の範囲内において市町村及び沖縄県農地・水・環境保全推進協議会（以下「推進組織」という。）に補助金を交付するものとする。その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助率)

第2条 前条に規定する経費及びこれに対する補助率等は、別表1及び2に定めるとおりとする。

(相互流用の禁止)

第3条 別表1の事業の欄に掲げる1又は2の経費と3の経費の相互間の流用をしてはならない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする市町村及び推進組織は、毎年度知事が定める日までに、補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による補助金等交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、補助金交付決定通知書を市町村及び推進組織に送付する。

(補助金の概算払申請)

第6条 市町村及び推進組織は、補助金の概算払を受けようとするときは、各四半期ごとに補助金概算払請求書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(事業内容及び経費の配分の変更)

第7条 市町村は、補助金事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な変更を除く）しようとするときは、変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更は、別表1の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

（完了予定日の変更）

第8条 市町村及び推進組織は、補助金事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助金事業の遂行が困難となった場合においては、補助金事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助金事業の遂行が困難となった理由及び補助金事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（遂行状況報告）

第9条 市町村及び推進組織は、補助金の交付決定を受けた年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在における事業の遂行状況について、第4号様式を作成し、当該四半期の最終月の翌月10日までに知事に提出しなければならない。ただし、第6条に定める概算払請求書をもって代えることができる。

2 知事は、前項に定める時期のほか、事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村及び推進組織に対して事業の遂行状況報告を求めることができる。

（実績報告）

第10条 規則第12条に基づく実績報告については、補助金の交付の決定のあった年度の3月31日までに第5号様式により実績報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

（補助金の確定通知）

第11条 知事は、前条に基づく実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助金事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村及び推進組織に通知する。

2 知事は、市町村及び推進組織に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内（ただし、市町村及び推進組織が、当該補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難しい場合には、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が定める日以内とすることができる）とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（決定の取り消し）

第12条 知事は、次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し

又は変更することができる。

- (1) 市町村及び推進組織が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 市町村及び推進組織が、補助金を補助金事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 市町村及び推進組織が、補助金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 知事は、第1項第1号から第3号の規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(財産の処分の制限及び管理)

第13条 規則第20条の規定に基づき知事はその処分を制限する財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 財産については、実施要領第2の17の規定により適切に管理するものとする。

(事業の効率的推進)

第14条 市町村及び推進組織は、本要綱の補助金事業に係る間接補助金等の交付の決定をする場合においては、本事業の効率的かつ重点的な推進が図られるよう留意するものとする。

(証拠書類等の保管)

第15条 市町村及び推進組織は、事業の内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

- 2 事業により取得又は効用の増加した財産で交付要綱第13の2に定める処分制限期間を経過しない場合においては、実施要領第2の17に定めるところにより財産管理台帳(第6号様式)その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の経由)

第16条 この要綱に基づき知事に提出する書類は一部とし、所轄農林水産振興センター又は農林土木事務所を経由しなければならない。

附則

この要綱は平成27年4月1日より施行し、平成27年度予算に係る補助金から適用する。

別表 1(第2条、第3条及び第7条関係)

事業	経費の内容	補助率等	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く。)	実施要綱別紙1又は別紙2により、県が市町村に対して支払う農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)に要する経費	当該事業費の75%以内		事業実施主体の変更
2 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動に限る。)	実施要綱別紙2により、県が市町村に対して支払う資源向上支払交付金(施設の長寿命化の活動)に要する経費	当該事業費の75%以内		事業実施主体の変更
3 多面的機能支払推進交付金	(1)実施要綱別紙3の第1の2の規定に基づいて市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、県が市町村に対し交付する補助金に要する経費 (2)実施要綱別紙3の第1の3の規定に基づいて推進組織が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、県が推進組織に対し交付する補助金に要する経費	定額		事業実施主体の変更

別表2(第2条関係)

1 多面的機能支払交付金			
(1)農地維持支払交付金	地目	①国の助成による農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	②国の助成と一体的に県及び市町村が交付する補助金を加えた農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価
	田	1,050円以内	2,100円以内
	畑	690円以内	1,380円以内
	草地	90円以内	180円以内
(2)資源向上支払交付金			
ア 地域資源の質的向上を図る共同活動(以下「資源向上活動(共同)」という。)	地目	①国の助成による資源向上活動(共同)の実施に必要な交付金の10アール当たりの交付単価	②国の助成と一体的に県及び市町村が交付する補助金を加えた資源向上活動(共同)の実施に必要な補助金の10アール当たりの交付単価
	田	600円	1,200円
	畑	360円	720円
	草地	60円	120円
イ 施設の長寿命化のための活動(以下「資源向上活動(長寿命化)」という。)	地目	①資源向上活動(長寿命化)のための活動に対する国の10アール当たりの交付単価	②資源向上活動(長寿命化)のための活動に対する国の交付金と一体的に県及び市町村が交付する補助金を加えた補助金の10アール当たりの交付単価
	田	2,200円	4,400円
	畑	1,000円	2,000円
	草地	200円	400円
ウ 地域資源保全プランの策定		①地域資源保全プランの策定に対する国の1組織当たりの交付額	②地域資源保全プランの策定に対する国の交付金と一体的に県及び市町村が交付する補助金を加えた補助金の1組織当たりの交付額
		25万円	50万円
エ 組織の広域化・体制強化		①組織の広域化・体制強化に対する国の設立される1組織当たりの交付額	②組織の広域化・体制強化に対する国の交付金と一体的に県及び市町村が交付する補助金を加えた補助金の設立される1組織当たりの交付額
		20万円	40万円
2 多面的機能支払推進交付金	事業1(1)又は(2)が行われている市町村及び推進組織に対する交付額		
	定額		

第1号様式(第4条関係)

平成〇〇年度沖縄県多面的機能支払交付金事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

[推進組織]

住 所

団 体 名

代 表 者 名

氏 名

印

又は

〇〇市町村長

氏 名

印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、沖縄県多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請する。
なお、事業の内容等は、別添の事業実施計画のとおりである。

記

- | | |
|---|---|
| 1. 農地維持支払交付金及び資源向上支払
交付金（施設の長寿命化のための活動を除く） | 円 |
| 2. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動） | 円 |
| 3. 多面的機能支払推進交付金 | 円 |

注： 添付書類として、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の3、同要綱別紙2の第5又は同要綱別紙3の第2の4により沖縄県知事に提出した事業実施計画書を添付すること。

なお、事業実施計画書の内容に変更がある場合は、変更後の計画書の変更箇所を分かるように訂正した上で、提出すること。

第2号様式(第6条関係)

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

[推進組織]
住 所
団 体 名
代 表 者 名 氏 名 印
又は
〇〇市町村長 氏 名 印

平成〇〇年度沖縄県多面的機能支払交付金事業補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった補助金事業について、沖縄県多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

なお、交付決定に際して付された交付条件については、異存ありません。

記

平成 年 月 日現在

区 分	補 助 金 事業に要 する経費	補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 額 (A)-((B)+(C))		事業完 了予定 年月日	備 考
			金 額	出来 高	金 額	〇月 〇日 迄予 定出 来高	金 額	〇月 〇日 迄予 定出 来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		

注：補助金事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は明細書を添付すること。

第3号様式(第7条関係)

平成〇〇年度沖縄県多面的機能支払交付金事業補助金変更(中止又は廃止)承認申請書

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

[推進組織]
住 所
団 体 名
代表者名 氏 名 印
又は
〇〇市町村長 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更(中止又は廃止)したいので、沖縄県多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請する。

記

- (注) 1 記の記載内容については、第1号様式の記に準ずる。また、第1号様式による補助金交付申請書に添付した事業実施計画を変更して提出するものとする。
この場合において、「変更(中止又は廃止)の理由」を添付するとともに、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 補助金の額が増額(減額)する場合には、件名の「平成〇〇年度沖縄県多面的機能支払交付金事業補助金変更(中止又は廃止)承認申請書」を「平成〇〇年度沖縄県多面的機能支払交付金事業補助金の変更及び追加(減額)交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、沖縄県多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、沖縄県多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、金〇〇〇円を追加交付(減額承認)されたく申請する。」とする。

第4号様式(第9条関係)

平成〇〇年度沖縄県多面的機能支払交付金事業補助金遂行状況報告書

番 年 月 号 日

沖縄県知事 殿

「推進組織」
住 所
団体名
代表者名 印
又は
〇〇市町村長 氏 名 印

平成〇〇年度沖縄県多面的機能支払交付金事業補助金の遂行状況について、沖縄県多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり報告する。

記

1. 事業遂行状況

区 分	事業費(A)	事業の遂行状況(B) (平成〇〇年〇月〇日)	進捗率 (%) (B)/(A)	備 考
	円	円	#DIV/0!	

(注) 「事業の進捗状況」の欄には、補助金の支払い金額を記載すること。

第5号様式(第10条関係)

平成〇〇年度沖縄県多面的機能支払交付金事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

[推進組織]

住 所

団 体 名

代 表 者 名

氏 名 印

又は

〇〇市町村長

氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、沖縄県多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を報告する。

記

- | | |
|---|---|
| 1. 農地維持支払交付金及び資源向上支払
交付金（施設の長寿命化のための活動を除く） | 円 |
| 2. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動） | 円 |
| 3. 多面的機能支払推進交付金 | 円 |

注1：添付書類として、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第10、別紙2の第10又は別紙3の第4により内閣府沖縄総合事務局長に提出する事業実績報告書を添付するものとする。

注2：このほかの添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費等ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。また、交付金申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

注3：実施要綱第4の2の多面的機能支払推進交付金について、知事が市町村長に対し補助金を交付している場合にあつては、実績額の右側に括弧書きで、補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名		事業名			事業実施年度			年度 ~		年度		
事業の内容				経費の区分			処分制限期間		処分の状況		備考	
名称	構造・規格	設置場所	数量	総事業費 (単位:円)	経費内訳(単位:円)			耐用年 数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
					国の交付 金	地方分	その他					
	計											

注1：処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 注2：処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 注3：備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 注4：この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
 注5：複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。